

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成22年12月7日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	鈴木重利君
経済建設部次長 兼環境課長	加 藤 慎 君	会計管理者 兼出納室長	塚 本 邦 広 君
総務防災課長	神 谷 元 弘 君	監査委員事務局長	福 井 康 夫 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 65 号 豊明市交通安全条例の一部改正について

議案第 66 号 尾張東部地区広域行政圏協議会の廃止について

議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

議案第 68 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 69 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 70 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について

議案第 71 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 65 号から議案第 71 号までの7議案を一括議題といたします。

今定例会も、議案質疑については通告制を試行することに伴い、案件ごとに通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行

うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第 65 号及び議案第 66 号の2議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 67 号については質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.3 ○22番(前山美恵子議員)

では、一般会計の補正予算についての質疑をいたします。

23、24 ページの教育費の教育振興費、ここの小学校教育振興事業について、消耗品費と、それから印刷製本費と教材費が記載をされております。

これは学習指導要領の改訂によるものだというご説明がありましたけれども、まず、この内訳について細かくご説明をいただきたいということと、それから教材が変わることで、教育内容が児童の発達段階に見合った内容に変わるのかどうか、この点についてもお聞かせください。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.5 ○教育部長(竹原寿美雄君)

小学校教育振興事業に係る消耗品等の関係でございますが、通告をいただきましたのは3点でございます。

まず、1点目ですが、11 節の需用費の小学校教育振興事業の内訳で消耗品費であります。これはご質問にありましたように、学習指導要領の改訂により購入をするものでございますが、内訳としましては教師用の教科書、それから教師用の指導書を、それぞれ学級数分を購入します。

また、道徳の副読本、それから理科ノート、それから国語の副教材を、児童数分購入をしております。

それから、11 節の中の印刷製本費では社会科の副読本、これは小学校の3・4年生用に印刷しますのを計上させていただいております。

それからかわりまして、児童の発達段階に見合った内容に変わっているのかということ

でございますが、5年生と6年生の教科等の時間につきましては、新たに外国語活動が週1単位時間新しく加えられます。

かわりに、3年生以上の総合的な学習が週1単位時間少なくなります。

また、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスが重視され、国語、社会、算数、理科の4科目の授業内容の充実が図られております。

また、健やかな体の育成が重視され、体育の授業内容の充実も図られているところでございます。

具体的には、みずから課題を持ち主体的に研究する活動、それからコミュニケーションを重視した活動、それから自分の考えを表現する活動、それから理科の実験などの体験的な学習活動の時間が増加をし、児童の興味、関心が深まる内容となっております。

児童の発達段階に見合った内容だというふうに考えております。

それから最後ですが、3点目。児童の負担がどう変化をしていくのかということでございます。

今、申し上げましたような学習内容の充実を図るために、授業時間数が1年生と2年生は週2単位時間、3年生から6年生までは週1単位時間、増加していくということになります。

答弁を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.7 ○22番(前山美恵子議員)

まず、消耗品費のほうで教員用の指導書というのは、教員が教えるときの文科省のほうからの解説書みたいなものでしょうか。

今回、学習指導要領については、きちっと解説書に従って教員が教えなければいけないというような内容が含まれているというふうにお聞きしたものですから、これは自治体でこういう解説書は購入しなければいけないのかと思うものですから、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、3年生から6年生が週1回増えて、1・2年生はちょっと聞き逃したんですけども、こういう時間数が増えたりするので、児童の負担が増えてくるのではないかという声があるんですが、教育委員会のほうでは、どう検討をされたんでしょうか、お聞かせください。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
竹原教育部長。

No.9 ○教育部長(竹原寿美雄君)

まず、1点目にご質問をいただきました教科指導書の関係ですが、今、ご質問にありましたとおり、教師が指導のために使う教科書であります。

これは内容について添え書きがしてあったり、それから資料がついていたりして、その教科のために指導の参考となるものがついているというものでございます。

それから2点目ですが、授業時間数を申し上げましたのは、小学校1・2年生は週2単位時間、それから3年生から6年生までは週1単位時間、増加してきます。

これにつきまして、1年生は5時間授業に毎日なっていくとか、それから2年生は週に1日、6時間授業になっていくとか、そういう状況で対応をしていくことになっております。

以上、答弁を終わります。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.11 ○15番(山盛左千江議員)

同じく、22年度豊明市一般会計の補正予算について質問をいたします。

ページ数は補正予算書の11ページ、12ページに当たります。

秘書人事人件費490万8,000円の増額であります。これは職員共済組合負担金、職員共済組合事務費負担金、それから退職手当組合負担金が、この中に含まれております。

関連するものとしたしましては、シルバー人材センターの補助金が637万4,000円の減額、知的障害者授産施設運営費補助金1,076万3,000円の減額、それから小規模事業指導費補助金90万円の減額が、その原因に当たります。

中身に入りますけれども、市の職員の派遣先でありましたシルバー人材センター、それから商工会から市の職員の派遣を引き揚げました。

それから、豊明福祉会に派遣しております職員については、その補助率を下げるということが、今回の補正の中で行われる予定であります。

共済組合の負担金を補助金から人件費に移したことによって、こういった補正の増減が起こるわけですけれども、質問を2ついたします。

まず1つ目は、補助団体への職員派遣引き揚げは、こういった根拠に基づくものなのでしょうか、お答えください。

2つ目は、派遣職員給与の補助割合の見直しについては、こういった理由によるものな

のか、ご説明をいただきたいと思います。お願いします。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.13 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは質問の1点目、職員の引き揚げの根拠は何に基づくかということにお答えをしていきたいと思います。

職員を派遣しています公益的法人への補助金が法に抵触するという、他市の裁判事例がありました。こうした結果から、団体とも職員の派遣について協議をいたしました。

そのうちの商工会、シルバー人材センターには、事例からすると、これまでの職員派遣の人件費の負担が、今後できないということの協議を行いまして、その結果、引き揚げの合意に至りましたので、商工会、シルバー人材センターからについては、派遣職員の引き揚げを行いました。

それからもう一つ、豊明福祉会ですけれども、これは派遣法に例外規定がありまして、豊明福祉会については、その例外規定に該当し、派遣はこれまで継続をいたしました。

ただし、給与等の人件費については、条例の定めがありますので、条例の定めるとおりに改めをいたしました。

以上で1点目の回答を終わります。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、ご質問の2点目の理由でございますが、ただいま行政経営部長からご答弁を申し上げましたとおりでございますが、豊明福祉会関連の補正の内容につきましては、補助金を減額し、そして派遣法及び派遣条例に基づきまして、給与を支給するものであります。

終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

山盛左千江議員。

No.17 ○15番(山盛左千江議員)

そうしますと、豊明市が今まで過去において、派遣先の職員の給料を負担していたことが違法に当たると、そういう判断をされたということになるわけですが、法律上、それから豊明市の公益的法人等への職員の派遣に関する条例、それから今回、21年の1月20日に大阪高裁の判例が出たわけですが、こういった判例と照らし合わせまして矛盾というか、条例改正の必要が出てくるのではないのでしょうか。その必要があるならば対応をされるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、違法であったということになるならば、今後、補助金の返還などのそういった動きが出てきたときには、市はどう対応していかなければならないのか。その点についても説明をいただきたいと思います。

今回のこの補正予算は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、それから大阪高裁で出された判例、そういったことに基づくものであるならば、派遣職員の給与が支給できなくなったから引き揚げていくのか。それとも、市の方針もその中に合わさって、違法性だけではなく、市の方針によるそういった理由も含まれているのか、お願いいたします。

No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.19 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、1点目の条例改正の必要があるかということですが、今回の判決については、別に職員の派遣が違法だということは全く論議されておりませんので、職員の派遣については法律の定めるところ、また条例の定めるところによって行っていくので、条例の改正は考えておりません。

また、返還の件ですが、これまでの補助金を返還するかということでありましたけれども、裁判は他市の結果でもあります。他市の結果が即、この豊明市の中でも同じような状況かという、決してそうではないと思います。

派遣職員の勤務条件ですとか、その団体の事業内容が全く同じということはないと思いますので、この他市の裁判結果だけですべてが違法だということは、現在考えておりませんので、補助金の過去に支出した分についても、返還については考えておりません。

それからもう一点、今後、派遣職員についての市の方針ということですが、現在、職員も年々削減をしている状況にありますので、今後、こうしたことをきっかけに、職員の派遣は縮小する方向で見直しをしていきたいと考えています。

そうしたことによって、各団体とも市の派遣に頼るのではなく、独自で人材確保をして、それぞれの運営をしていくことが、団体の育成にもつながっていくのではないかと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

以上で山盛左千江議員の質疑を終わります。

続いて、榊原杏子議員。

No.21 ○14番(榊原杏子議員)

今の山盛議員の質問と指し示す場所は同じ件でありますので、場所については省略します。

この職員の引き揚げなんですけれども、今、お話の中にもありましたように、よその団体でこういった判決を受けたのは、21年の1月でありますけれども、こういった報道もされていたわけなんですけれども、本市としては職員の引き揚げを決めたのはいつで、それで、いつから引き揚げられたのでしょうか。

それから、職員が来るということになっていて引き揚げたわけなんですけれども、この団体の運営上、代替策というのが必要になると思いますが、そういったことについてはご相談をされましたか。どのようにされましたかということをお聞きします。

それからもう一点ですが、先ほど、方針とかで多少答弁があったかと思っておりますけれども、これらの団体への補助の今後のあり方というか、今後というか、今年も含めて補助のあり方、方針ということなんですけれども、縮小する方向という答弁があったんですけれども、条例上、5団体になっております。この5団体に対しての派遣は今後行わない、当面行わないという方向でよろしいのかどうか、はっきりとお答えいただきたいと思っております。お願いします。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(宮田恒治君)

引き揚げをいたしましたのは今年の4月1日、まあ22年の4月から職員の引き揚げを行いました。

それから、引き揚げ後のそれぞれの団体の対応策ですけれども、各団体が独自に後任の人材を確保して、それぞれ配置されていると思っております。

それからもう一つ、今後、5団体のほうにも絶対送らないかということなんですけれども、先ほど言いましたように派遣自体には何も問題がない。これは条例も法律でも認めているところですので、また派遣職員がどうしても必要だということであれば、また協議をして、それぞれ決めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.25 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

ご質問の2点目、各団体への補助のあり方、また方針につきましては、基本的には変更はございません。

知的障がい者、高齢者、それぞれの団体への補助につきましては、その目的と趣旨に沿って補助をしております。

終わります。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.27 ○経済建設部長(三冶金行君)

商工会のほうへの補助のあり方、方針ということでございますけれども、方針につきましては従来の考え方、この形で進めてまいります。

これは商工業の総合的な改善や発達を図り、商工業者の振興と豊明市の発展ということでございますので、このまま進めさせていただきたいと考えております。

終わります。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.29 ○14番(榊原杏子議員)

いつ、お知りになったのかということも、ちょっと冒頭でお聞きをしましたので、お答えいただきたいと思います。

だから、1年以上あったものですから、当初予算には職員の派遣を行う予定になっているわけですね。ちょっと情報のキャッチが遅かったのではないかと思うものですから、いつ、知ったのかということと、いつ、この方針を決めたのかということをお聞きします。

それから、派遣を行うこと自体は適法でありますけれども、補助金からその人の給料を払うということが違法となっているわけで、その補助のあり方ということを知っているわけですので、絶対派遣しないとか、そういうことではなくて、補助金の中に、そういうものを含

めて支給をしないということの方針をお聞きしたいのですが、お答えいただきたいと思えます。

それから、それぞれの団体でほかの方を探されているわけなんですけれども、その分の人件費というのは、今年の場合は補助金から支出されることはないということによろしいのでしょうか、確認をさせてください。お願いします。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、裁判の結果ですけれども、裁判の結果を知ったのは、昨年12月末から今年初め、このあたりで裁判の結果の情報が入りましたので、前年度の年度末にかけてそれぞれの団体と協議をしたということになっていきます。

それから、今後は職員を派遣する場合には、補助金での支出については、今後は行っていないという方針であります。

終わります。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(宮田恒治君)

すみません、ちょっと1点、漏らしておりました。

先ほど補助金からの支出はしないと言ったのは、まずは、これは派遣職員の件でありますので、その派遣職員についての人件費分に相当する部分は、補助金からはもう支出をいたしません。

ただし、その団体が独自で雇用している人件費については、それぞれの要綱、それから規程に基づきまして、それ以外の職員の人件費については、今後も補助金として支出をしていく予定であります。

終わります。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

続いて、議案第68号から議案第71号までの4議案については、質疑の通告がありません。

るので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案7件は、豊明市議会会議規則第37条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明12月8日から12月16日までの9日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.35 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月8日から12月16日までの9日間を休会とすることに決しました。

12月17日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時26分散会